

小型旅客船に対する検査方法の見直しについて 国土交通省より認可されました

令和 4 年 9 月 30 日
日本小型船舶検査機構

令和 4 年 4 月 23 日に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、国土交通省により設置された知床遊覧船事故対策検討委員会において、7月に中間取りまとめが行われました。

その中で、速やかに講ずべき事項として、「日本小型船舶検査機構（JCI）の検査方法のうち、合理的な理由なく国と異なる方法で行われているものを総点検で洗い出し、全て変更又は廃止する」こと、及び「検査方法についてはすべて国の認可を求めることとし、現在の JCI の検査の方法全体を見直した上、国が認可する」こととされたところです。

これを踏まえ、平水区域以外を航行区域とする小型旅客船に対する検査方法の見直しについて、同年 9 月 30 日、国土交通省により認可されましたので、お知らせします。

検査方法の見直しの概要

対象

平水区域以外を航行区域とする小型旅客船

(海上運送法の許可事業(一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業)の用に供する旅客船に限る。)

改正の概要

① 船体上架の実施

定期検査・中間検査において、船体を上架した状態で、船体の健全性確認を行う(船底を含め船体全体を確認可能)。

② 効力試験の実施

定期検査・中間検査において、主機関、排水設備及び操舵設備の効力試験(動作確認)を毎回実施する。

③ 検査回数の見直し

定期検査・中間検査において、下記について検査回数の見直しを行う。

○電気機器・電路の絶縁抵抗試験

○小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備(展張しての外観点検)

④ その他

下記について、それぞれ検査方法の適正化を行う。

○水密性確認のための射水試験(出入口、ハッチ)

○消火器(消火剤の有効期限を確認)

○2時間限定沿海船の航行区域の適正化

施行日

令和5年1月1日

【日本小型船舶検査機構：検査事務規程等（旅客船の検査方法）の改正】

【概要】

- 国土交通省の知床遊覧船事故対策検討委員会の中間とりまとめ（7/14）において「速やかに講ずべき事項」に記載されている「船舶検査方法の総点検・是正」（別紙1（5）①）への措置に従い、安全性の一層の確保の観点から検査方法の見直しを行うため、国土交通省の指導等により、JCI検査事務規程等の改正を行う。
- 今般、海上運送法（昭和24年法律第187号）の許可事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業）の用に供する旅客船（平水区域以外を航行するものに限る）を対象として、以下のとおり検査方法の改正を行う。
 - ① 船体上架による船体の健全性の確認
 - ② 排水設備及び操舵装置の効力試験の実施
 - ③ 主機関の効力試験及び海上運転の実施
 - ④ 電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の実施
 - ⑤ 小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備
 - ⑥ 消火器の消火剤の有効期限の確認
 - ⑦ 船体ドア及びハッチ等の水密性の確認
 - ⑧ 航行区域の避難港の設定

【今後のスケジュール】

令和5年1月1日 施行

※現存船（施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶）については、所要の経過措置を設ける予定

【旅客船の検査方法の改正内容(船体上架)】

① 船体上架による船体の健全性の確認

- 定期検査及び中間検査(いずれも5トン以上)において、船体を上架した状態で船体全体の健全性の確認を行う。
- 中間検査(5トン以上の2回目又は3回目のいずれか一方を除く)においては、遠隔(リモート)や予め撮影された動画記録・写真を用いて検査員が確認することを可とする。
- 5トン未満の旅客船は、浮上中に船体内外部の状況確認を行う。
- 上架整備を定期的に行っている船舶が大半であるが、上架整備時期と受検時期が同時期とならない場合、受検時期以外での上架による船体健全性確認を検査員が確認するよう、弾力的な運用を行う予定(詳細検討中)。

現行

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	○ ^{*1}	—	—	—	—	○ ^{*1}
5トン未満	○ ^{*1}	—		—		○ ^{*1}

○ 上架(立会):定期検査

*1 船体内外部等の浮上中検査も可(上架を求める場合あり)

改正内容

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	○	△	○ △	△ ○	△	○
5トン未満	○ ^{*1}	○ ^{*1}		—		○ ^{*1}

○ 上架(立会):定期検査, 中間検査(2回目又は3回目のいずれか)

△ 上架(立会):中間検査(5トン以上は2回目又は3回目のいずれか一方を除く)。ただし、遠隔(リモート)や動画記録, 写真を用いて検査員が確認することにより立会省略可

*1 船体内外部等の浮上中検査も可(上架を求める場合あり)

【旅客船の検査方法の改正内容(排水・操舵効力試験)】

② 排水設備及び操舵装置の効力試験の実施

○定期検査及び中間検査において、排水設備及び操舵装置の効力試験を行う。

○効力試験については、遠隔（リモート）や予め撮影された動画記録を用いて検査員が確認することにより、効力試験の現場立会は省略可とする。

現行

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
5トン未満	○ ^{*1}			○ ^{*1}		○ ^{*1}

- 効力試験(立会)：定期検査, 中間検査
- *1 外観良好かつ整備点検結果記録を用いて検査員が確認することにより効力試験を省略可

改正内容

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}
5トン未満	○ ^{*2}			○ ^{*2}		○ ^{*2}

- 効力試験(立会)：定期検査, 中間検査
- *2 遠隔（リモート）や動画記録を用いて検査員が確認することにより、効力試験の現場立会は省略可とする

【旅客船の検査方法の改正内容(主機関効力試験及び海上運転)】

③ 主機関の効力試験及び海上運転の実施

○定期検査及び中間検査において、主機関の効力試験を行う。遠隔（リモート）や予め撮影された動画記録を用いて検査員が確認することにより、効力試験の現場立会は省略可とする。

○定期検査及び中間検査（5トン以上は2回目又は3回目の中間検査のいずれかに限る）において、主機関に負荷をかけた状態で海上運転を行う。動画記録を用いて検査員が海上運転の確認をすることにより、係留運転とすることができる。

現行

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
効力試験 5トン以上	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
5トン未満	○ ^{*1}			○ ^{*1}		○ ^{*1}
海上運転 5トン以上	—	—	—	—	—	—
5トン未満	—			—		—

- 効力試験(立会)：定期検査, 中間検査
^{*1} 外観良好かつ整備点検結果記録を用いて検査員が確認することにより効力試験を省略可

改正内容

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
効力試験 5トン以上	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○ ^{*2}
5トン未満	○ ^{*2}			○ ^{*2}		○ ^{*2}
海上運転 5トン以上	◇ ^{*3}	—	◇ ^{*3}	—	◇ ^{*3}	◇ ^{*3}
5トン未満	◇ ^{*3}			◇ ^{*3}		◇ ^{*3}

- 効力試験(立会)：定期検査, 中間検査
 ◇ 海上運転(立会)：定期検査, 中間検査(5トン以上は2回目又は3回目のいずれかに限る)
^{*2} 遠隔(リモート)や動画記録を用いて検査員が確認することにより、効力試験の現場立会は省略可とする
^{*3} 動画記録を用いて検査員が海上運転の確認をすることにより、係留運転とすることができる

【旅客船の検査方法の改正内容(絶縁抵抗試験)】

④ 電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の実施

- 定期検査に加えて、中間検査（5トン以上は2回目又は3回目の中間検査のいずれかに限る）においても、電気機器及び電路の絶縁抵抗試験を行う。
- 従前のおり、供給電圧が35ボルト未満であって船質が不導体（FRPやゴム等）の場合、絶縁抵抗試験は不要とする。

※「5年間に1回実施」⇒「5年間に2回実施」に変更

現行

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	○	—	—	—	—	○
5トン未満	○		—			○

○ 立会又は電装事業者による点検記録を確認：定期検査

改正内容

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	○	—	○ —	— ○	—	○
5トン未満	○			○		○

○ 立会又は電装事業者による点検記録を確認：
定期検査, 中間検査（5トン以上は2回目又は3回目のいずれかに限る）

【旅客船の検査方法の改正内容(救命いかだ等の整備)】

⑤ 小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備

○小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用膨脹式救命浮器について、定期検査及び中間検査（5トン以上は2回目又は3回目の中間検査のいずれかに限る）における整備認定事業場での整備結果の確認に加えて、それ以外の中間検査においても、整備認定事業場での整備（コンテナから取り出し、展張状態で外観点検）結果を検査員が確認する。

現行

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	◎	▲	◎ ▲	▲ ◎	▲	◎
5トン未満	◎			◎		◎

- ◎ 整備認定事業場が整備基準に従って整備した結果を検査員が確認：定期検査, 中間検査(5トン以上は2回目又は3回目のいずれかに限る)
- ▲ 検査員が積み付け状態(コンテナ格納状態)にて外観確認：中間検査(5トン以上で「◎整備認定事業場が整備基準に従って整備した結果を検査員が確認」以外)

改正内容

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	◎	△	◎ △	△ ◎	△	◎
5トン未満	◎			◎		◎

- ◎ 整備認定事業場が整備基準に従って整備した結果を検査員が確認：定期検査, 中間検査(5トン以上は2回目又は3回目のいずれかに限る)
- △ 整備認定事業場が整備(コンテナから取り出し、展張状態で外観点検)した結果を検査員が確認：中間検査(5トン以上で「◎整備認定事業場が整備基準に従って整備した結果を検査員が確認」以外)

【旅客船の検査方法の改正内容(その他)】

⑥ 消火器の消火剤の有効期限の確認

○定期検査及び中間検査において、消火器の数量や積み付け状況の確認に加えて、消火剤の有効期限の確認を行う。

⑦ 船体ドア及びハッチ等の水密性の確認(第1回定期検査のみ)

○風雨密にすべき船体ドアやハッチ等の閉鎖装置の水密性については、これまでの散水ノズルを用いた射水試験から、ISO規格 (ISO12216) に基づく噴射ノズルを用いた射水試験に変更して、規定量以上の漏水がないことの確認を行う。

⑧ 2時間限定沿海船の航行区域に係る避難港の設定

○2時間限定沿海船の航行区域を設定する際の避難港の設定については、これまで認めていた砂浜を除外して、港湾や漁港のみとする。